

# 給付型奨学金制度について

## 【概要】

生徒が選択的教育活動に参加するために必要な経費を、東京都が保護者の代わりに支払う制度です。例えば、**模擬試験受験料**や**英語（漢字）検定費**などを、保護者に代わって東京都が負担します。  
※本制度は、生徒や保護者が直接金銭を受け取るものではありません。

## 【対象世帯】

対象世帯	支給限度額
生活保護世帯 または 区市町村民税所得割額が非課税の世帯	50,000 円
区市町村民税所得割額が <b>5万1,300円未満</b> の世帯	30,000 円

※区市町村民税所得割額は、保護者の合算となります。

※**前年度（平成28年度）**の区市町村民税所得割額で審査いたします。

※「支給限度額」とは、東京都が保護者の代わりに負担できる上限額のことです。

## 【申請方法】（給付型奨学金の受給に係る申請書）は、就学支援金の青色封筒に同封しています。）

### ▼生活保護（生業扶助）受給世帯▼

- ① 給付型奨学金の受給に係る申請書
- ② 生活保護受給証明書

### ▼非課税世帯または区市町村民税所得割額が51,300円未満の世帯▼

- ① 給付型奨学金の受給に係る申請書
- ② 区市町村民税所得割額が51,300円未満であることを確認できる書類  
（住民税（非）課税証明書、特別徴収税額通知書、住民税納税通知書 のいずれか）

※②（生活保護受給証明書／区市町村民税所得割額が51,300円未満であることを確認できる書類）は、  
1年生は4月の就学支援金申請、2・3年生は昨年7月の就学支援金申請において既に提出している場合は、当該書類の提出は不要です。

## 【提出期限】

**平成29年6月30日（金） 厳守**

都立東大和高等学校  
経営企画室 日熊  
TEL 042-563-1741